

# 県内初の環状交差点(ラウンドアバウト)が整備！！

県内初の環状交差点(ラウンドアバウト)の整備に伴い右回り通行の交通規制を実施！！

規制開始の年月日は？

令和2年3月24日

規制箇所は？

和歌山県田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峰1408番地の9先

環状交差点とは？

環状交差点とは、車両の通行部分が環状の形になっていて、車両が右回り（時計回り）に通行することが指定されている交差点を言います。



道路標識は？



この標識は、環状の交差点で、車両が右回り（時計回り）に通行すべきことを指定する標識です。

通行ルールは？

- 交差点内は右回りの一方通行
  - 環状進行車両が優先
  - 右・左折、直進及び転回するときは交差点の側端に沿って徐行
- ※ 詳しくは次ページ以降をご覧ください。

メリットは？

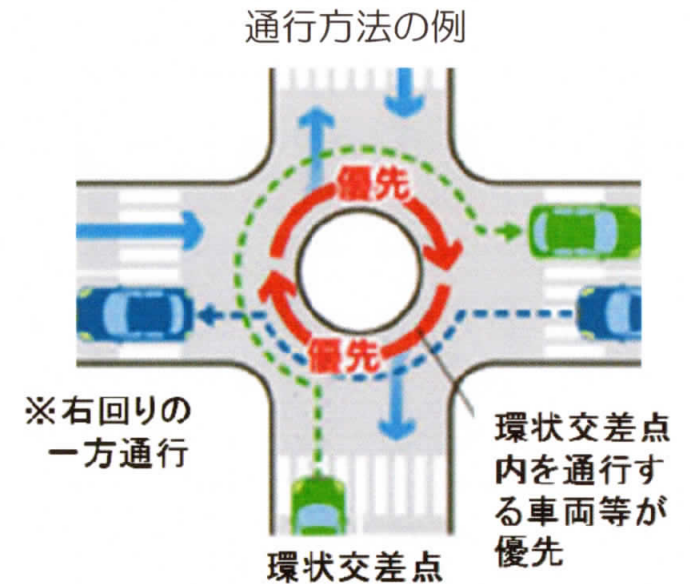
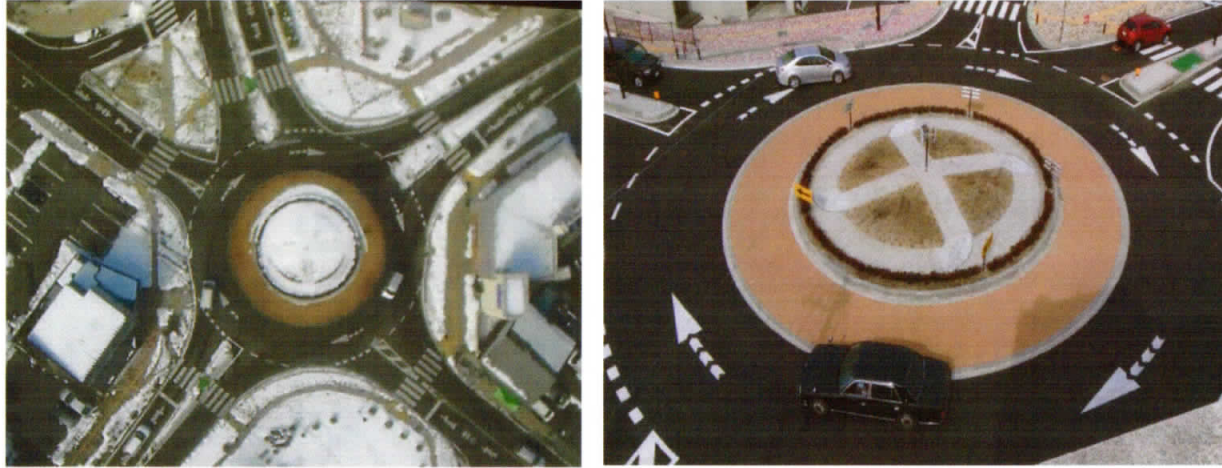
- 速度が遅くなり重大事故が減少
- 「右直事故」がなくなる
- 信号機が不要（災害に強い）など

# 環状交差点（ラウンドアバウト）について

中央に工作物又は道路標示が設けられ、車両通行部分が環状構造の交差点

※ 平成25年道路交通法改正（平成26年9月1日施行）

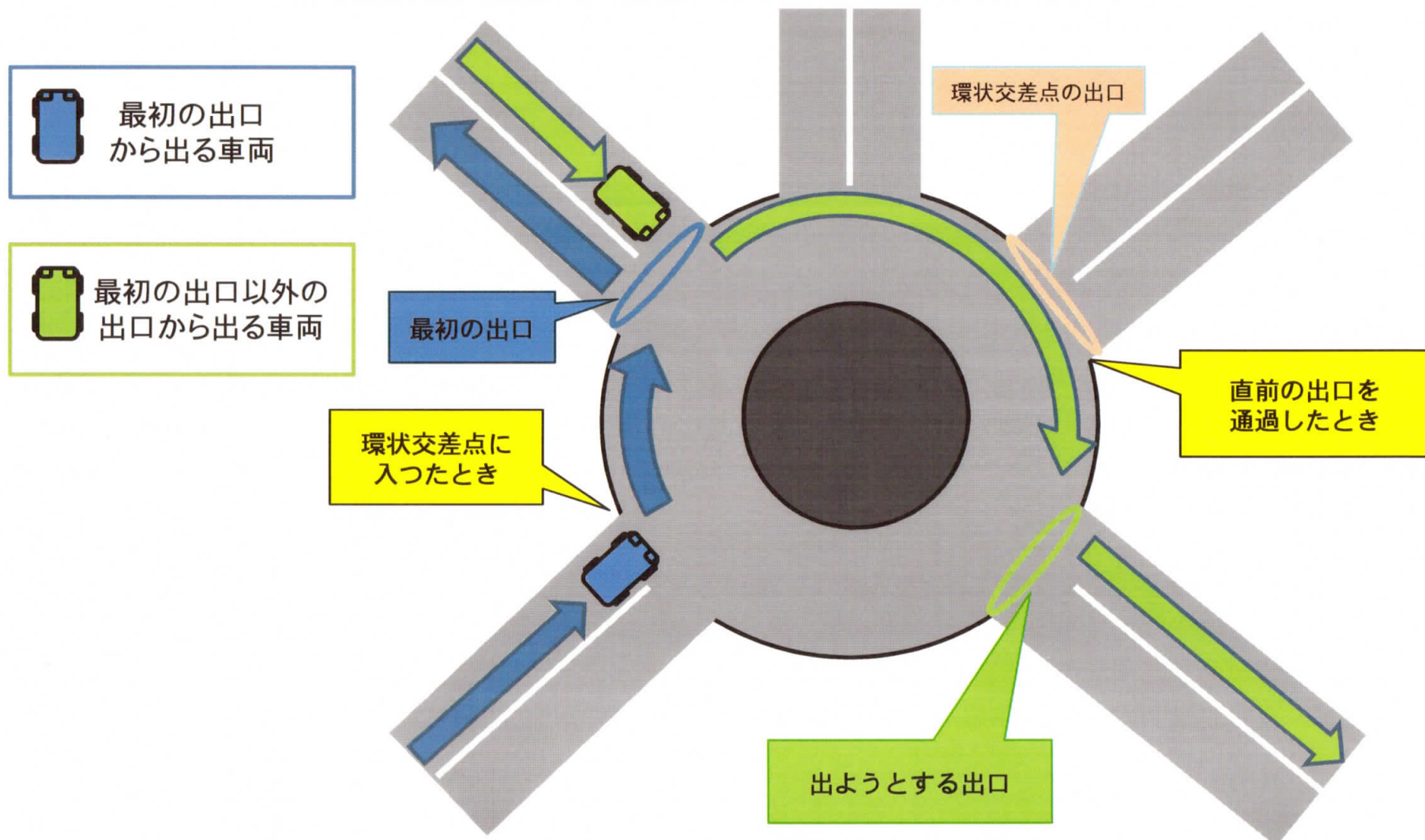
※ 写真は長野県飯田市東和町の交差点



## 環状交差点のメリット

- 速度が遅くなり、**重大事故が減少**
- **「右直事故」がなくなる**
- 信号機が不要
  - **交通量が一定以下であれば、待ち時間が減少**（CO<sub>2</sub>の排出量も減少）
  - **災害に強い**（停電等の影響を受けない）
- 景観形成

# 環状交差点における合図の時期



**【道路交通法施行令】**  
その行為をしようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき（環状交差点に入った直後の出口を出る場合にあつては、当該環状交差点に入ったとき）